

## 貴金属製品品位証明手数料

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表に掲げる金額又は計算式により算出した金額とします。

(単位:円)

区分		品目	依頼 個数	指輪、 ネックレス、 ネクタイ止め、 カフス釦、 バッチ、 ブローチ、 イヤリング、 メダル、 大・小判、 時計側、 その他1個 (コンビ製品は2個) の部品で作られているもの	盃、 バックル、 眼鏡枠、 鎖、 猪口、 その他2個 (コンビ製品は3個又は4 個) の部品で作られているもの	茶釜、 茶瓶、 トロフィ、 盾、 その他3個以上 (コンビ製品は5個以上) の部品で作られているもの
				1～10	3,280	5,940
手 数 料	白金製品	1～10		3,280	5,940	8,670
		11～30		$328 \times \text{依頼個数}$	$594 \times \text{依頼個数}$	$867 \times \text{依頼個数}$
		31～60		$9,840 + 295 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$17,820 + 535 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$26,010 + 780 \times (\text{依頼個数} - 30)$
		61～		$18,690 + 262 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$33,870 + 475 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$49,410 + 694 \times (\text{依頼個数} - 60)$
	金製品	1～10		1,430	2,180	3,280
		11～30		$143 \times \text{依頼個数}$	$218 \times \text{依頼個数}$	$328 \times \text{依頼個数}$
		31～60		$4,290 + 129 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$6,540 + 196 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$9,840 + 295 \times (\text{依頼個数} - 30)$
		61～		$8,160 + 114 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$12,420 + 174 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$18,690 + 262 \times (\text{依頼個数} - 60)$
	銀製品	1～10		750	1,510	2,180
		11～200		$75 \times \text{依頼個数}$	$151 \times \text{依頼個数}$	$218 \times \text{依頼個数}$
		201～400		$15,000 + 68 \times (\text{依頼個数} - 200)$	$30,200 + 136 \times (\text{依頼個数} - 200)$	$43,600 + 196 \times (\text{依頼個数} - 200)$
		401～		$28,600 + 60 \times (\text{依頼個数} - 400)$	$57,400 + 121 \times (\text{依頼個数} - 400)$	$82,800 + 174 \times (\text{依頼個数} - 400)$
	白金・金製 品 (コンビ製品)	1～10		4,100	6,970	10,240
		11～30		$410 \times \text{依頼個数}$	$697 \times \text{依頼個数}$	$1,024 \times \text{依頼個数}$
		31～60		$12,300 + 369 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$20,910 + 627 \times (\text{依頼個数} - 30)$	$30,720 + 922 \times (\text{依頼個数} - 30)$
		61～		$23,370 + 328 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$39,720 + 558 \times (\text{依頼個数} - 60)$	$58,380 + 819 \times (\text{依頼個数} - 60)$

### 備考

1.上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。

2.種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品1個とみなします。

3.品位試験分析手数料(品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数料をいう。)は、以上により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とします。